

林地開発許可制度について

無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るため、森林法に基づく林地開発許可制度が設けられています。

1ヘクタール（10,000平方メートル）を超える森林の開発、0.5ヘクタール（5,000平方メートル）を超える太陽光発電設備の設置をしようとするときは、この制度の手続きに従って、知事の許可を受けなければなりません。

森林の開発をしようとするときは、必ず南信州地域振興局林務課へ相談してください。

□対象となる森林

許可制度の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている私有林です。

なお、保安林や保安施設地区に指定された場所や、森林経営計画がたてられている森林については、伐採、開発行為に関して別の規制が設けられていますので、本制度の対象からは除かれています。

1ヘクタール以下の場合は届出が必要となります。

「伐採及び伐採後の造林届出書」を飯田市林務課まで提出してください。

詳細については飯田市ウェブサイト「伐採及び伐採後の造林の届出・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について」をご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/23/battasai-todokede.html>

問い合わせ先

林務課 森林保全係 電話 0265-24-4567（課直通）
0265-22-4511 内線 4862